

役員推薦委員会施行細則

平成21年4月1日

萩園自治会

この細則は萩園自治会会則第11条に基づいて役員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）の施行細則について定める。

（推薦委員会の設置と構成）

第1条 自治会会則に基づいて役員推薦委員会を設置する。

2 推薦委員会の構成は会長経験者（2名）、及び各種団体（5名）をもって構成する。

（委員の選任と任期）

第2条 推薦委員会の委員は委員会（地区委員会）で承認をえる。委員長は委員の互選とする。

2 委員長は委員会に関する事務を統括し、委員会を代表する。

3 推薦委員会の委員の任期は2年とし、4月から3月までとする。

（開催）

第3条 推薦委員会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 任期が満了するとき。

(2) 辞任を申し出たとき。

(3) 欠員になったとき。

（召集）

第4条 推薦委員会は必要により委員長が召集し、その議長になる。

（任務）

第5条 推薦委員会は総会、臨時総会における会長、副会長の選出にあたり応募者の中から候補者を推薦する。

2 推薦委員会は推薦した候補者の推薦に係る経緯及び候補適任者名を記した「推薦書」を総会議長に提出する。

3 その他推薦に関して必要な事項

附 則

この細則は総会で会則が議決された日（平成21年3月21日）より施行する。

平成26年4月20日 改正